

至誠会 研修参加報告書

令和8年7月14日

松阪市議会議長 濱口 高志 様

報告者：至誠会 森 遥香

■日時

令和8年7月10日（金）10時～16時

■テーマ

- (1) 午前：「若年層を取り巻く雇用環境と結婚支援政策の問題点と課題」
- (2) 午後：「人口減少社会における出産と子ども・子育て支援政策の問題点と課題」

■講師

足立 泰美 氏（甲南大学経済学部 教授／博士〔医学〕・博士〔国際公共政策〕）

■会場

リファレンス西新宿大京ビル（東京都新宿区西新宿7丁目21-3）

■参加目的

人口減少や少子化を、個人の価値観や「若者の結婚離れ」だけで捉えるのではなく、雇用、所得、社会保障、家族形成をめぐる構造変化から読み解き、松阪市の施策を検証する視点を得るため受講した。2期目議員として、既存事業を知るだけでなく、事業の目的と実際の効果が一致しているか、国の交付金を活用した施策が市民の将来不安の軽減や定住、結婚・出産の意思決定に結び付いているかを、データに基づき確認することを重視した。

■研修内容

【午前】若年層を取り巻く雇用環境と結婚支援政策の問題点と課題

午前は、雇用の「量」ではなく「質」に着目し、非正規雇用、賃金停滞、転職、副業、フリーランス、外国人労働者、デジタル化などの変化が、若年層の結婚・出産にどのような影響を与えているかを学んだ。結婚は気持ちだけで決まるものではなく、長期的な生活設計が可能かという条件に左右されることを、各種統計から確認した。

1. 若年層の雇用状況の変遷

有効求人倍率や完全失業率は、リーマン・ショックや新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも一定の回復を示している。しかし、雇用者数の増加の内訳を見ると非正規雇用の増加が大きく、仕事があることと、将来を見通せる安定した働き方があることは同じではない。講師は、若者が結婚したくないのではなく、将来を約束できない条件に置かれている可能性を示した。

また、労働生産性が上昇しても賃金が同じようには伸びず、1990年代半ばと比較しても長期的な賃金回復が十分でないことが示された。平均値だけでなく、正規・非正規、男女、年齢階級、所定内給与・所定外給与・特別給与を分けて見る必要がある。給与が増えていても、残業代や一時金による増加であれば、安定した基礎所得の改善とは言えない。

特に、2009年から2019年の間だけを見れば賃金は上昇しているように見えるが、1990年代後半の水準と比べると十分に回復していない。どの時点を基準にするかで評価は変わるため、長期推移と所定内給与の動きを併せて確認する必要がある。

2. 雇用形態・所得と結婚との関係

男性では、正規雇用と非正規雇用の間で有配偶率に大きな差があり、年収が高くなるほど結婚している割合も高まる傾向が示された。一方、結婚生活に必要と考えられる夫婦年収は400～500万円程度との回答が多いのに対し、未婚者では年収300万円未満の割合が高い。非正規雇用では年齢を重ねても賃金が伸びにくく、人生設計の困難さが継続する。

不本意非正規雇用の割合は、かつての約3人に1人から現在は約10人に1人へ改善しているものの、一定数が望まない働き方に置かれている。問題は働き口の有無だけでなく、その働き方で将来の収入や家族生活を見通せるかにある。

女性についても賃金格差は改善傾向にあるものの、男性を100とした場合の女性の賃金はなお低い。共働きを前提としても、雇用形態や男女間格差によって世帯所得が安定しない場合、結婚・出産を決断しにくい。結婚支援を婚活イベントや出会いの場の提供だけで捉えず、地域の雇用と所得の構造を含めて考える必要がある。

3. 働き方の多様化と新たな不安定さ

テレワークは普及したものの、導入できる業種・企業とできない業種・企業の差がある。セルフレジなど省力化投資は、人手不足への対応として有効である一方、従来その仕事を担っていた人には将来の雇用不安を生じさせる。設備投資の目的が「人を増やす」方向から「人を減らす」方向へ変化していることも、地域雇用を考える上で重要である。

転職は若年層では賃金や満足度の改善につながる場合があるが、年代によっては生涯賃金を下げる可能性がある。副業希望者は増えても実際に副業できる人は限られ、フリーランスでは自由と引き換えに社会保険や所得変動のリスクを個人が負う。外国人労働者への依存も進んでおり、地域産業の維持を誰の労働で支えているかを把握する必要がある。

同じ会社にとどまるだけではキャリアの見通しや成長実感が得にくいという調査結果もあり、転職が「よりよい選択」である一方、安定の中で成長できない雇用構造そのものも課題である。

4. 行政規模に応じた結婚支援政策と評価

各自治体では、婚活支援、移住・定住支援、結婚新生活支援、奨学金返還支援、女性の起業支援、企業誘致など多様な施策が行われ、国の「地域少子化対策重点推進交付金」にも多数の事例が掲載されている。しかし、応募件数やイベント参加者数だけでは、結婚、出産、継続居住という本来の成果は測れない。事業実施から5年、10年後に、実際に定住や家族形成につながったかを追跡する視点が必要である。

■所感（午前）

午前の講義を通じ、若者の結婚・出産を「本人の価値観」の問題に還元することの危うさを再認識した。松阪市においても、若年層の正規・非正規雇用、男女別賃金、産業別就業、転出先、奨学金返還負担、起業後の継続状況などを確認し、婚活や移住支援の件数だけでなく、安定した生活設計につながったかを成果指標に置く必要がある。今後、結婚・定住施策を審査する際は、誰を対象に、どの課題を解決し、何年後に何をもって成果とするのかを明確に求めたい。

また、人手不足への対応は、外国人材の受入れだけに依存するのではなく、子育て・介護等で離職した人、高齢者、就職を希望する人が働きやすい環境整備と、企業のDX・省人化による生産性向上を優先的に進める視点が必要である。

午前の研修内にて松阪市の「女性起業家支援事業」と事例に、参加者や講師と意見交換した。出産後も時間を調整しやすい働き方という狙いがある一方、自営業は収入や社会保障を自ら負うため、起業を促すだけで安定雇用の代替になるのかという課題も確認された。施策の理念だけでなく、所得、事業継続率、社会保険、育児との両立まで含めて検証する必要がある。

起業支援の事業全般についていえることだが、採択件数や開業件数だけでなく、数年後の事業継続率、売上・収益、キャッシュフロー、社会保険加入、雇用創出の有無を確認する必要がある。支援終了後に実質的な休眠・赤字事業となっていないか、事業の検証指標を明確にしたい。

【午後】人口減少社会における出産と子ども・子育て支援政策の問題点と課題

午後は、少子化対策の歴史、人口構造の変化、社会保障の財源、保育政策、待機児童対策、男女の就業と育児分担、子ども・子育て支援金制度を通じ、現在の政策が少子化の原因に届いているかを検証した。出生後の支援は重要である一方、家族形成の前段階である雇用・所得・将来不安への対応が弱いのではないかと問題提起が中心であった。

1. 人口構造の変化と少子化対策の出発点

日本の少子化対策は、1989年の合計特殊出生率1.57を受けた「1.57ショック」以降、本格化した。それ以前は人口増加の抑制や高齢化対応が中心であり、少子化対策は比較的新しい政策分野である。最初に育児休業制度が進められ、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、次世代育成支援対策推進法などを通じ、働きながら子育てすることを前提とした支援が拡充された。

一方、出生率は長期的に低下し、単身世帯と高齢単身世帯が増え、夫婦と子どもの世帯は減少している。日本では婚外出生が少なく、家族が形成されなければ出生にもつながりにくい。現実には子育ての段階より前、すなわち結婚や家族形成の段階で止まっている可能性がある。人口減少は将来の問題ではなく、出生数より死亡数が多い自然減と社会全体の縮小として既に進行している。

2. 子ども・子育て支援政策の目的と財源

現在の加速化プランでは、児童手当、妊娠・出産支援、高等教育、住宅支援、保育、貧困・虐待防止、育児休業等が拡充され、約3.6兆円規模の施策が進められている。しかし、多くは妊娠後・出産後に利用する支援であり、「なぜ産まないのか」「なぜ家族形成に踏み出せないのか」という原因への政策になっているかを検証する必要がある。予算を増やすことと、出生率が回復することは別である。

この約3.6兆円規模の加速化プランと、今後約4割増となる子育て関連予算について、制度を増やした事実だけでなく、「産めない理由」に届いているかを評価しなければならない。産後支援の充実と、結婚・出産前の所得・雇用・住居・教育費不安への対応は分けて検証する必要がある。

社会保障は年金、医療、介護への支出が大きく、老後のリスクには手厚い一方、若年期の雇用・所得・出産不安に対する支援のタイミングが遅いとの指摘があった。子ども・子育て支援金は、健康保険組合、国民健康保険、後期高齢者医療制度等を通じて徴収し、児童手当の拡充、妊婦給付、育児休業給付、時短勤務支援、こども誰でも通園制度などに充てる仕組みである。制度の充実だけでなく、負担と効果の説明責任が自治体にも求められる。

子ども・子育て支援金制度は令和8年4月から開始されており、国民健康保険を含む医療保険を通じた新たな負担について、市民に対して使途と効果を分かりやすく示す必要がある。

老後のリスクには比較的手厚い一方、結婚・出産の意思決定を行う若年期に十分な支援が届きにくい構造である。「老後は安心だが、子どもを持つ決断は不安」という状態になっていないか、給付の時期と政策目的の整合を問う必要がある。

3. 待機児童対策と地域差

待機児童ゼロ作戦、加速化プラン、子育て安心プラン等により保育の受け皿は拡大し、女性の就業率も上昇した。全国合計では申込者数を上回る定員が確保されていても、待機児童が残る地域と定員割れする地域が併存している。したがって、問題は全国一律の絶対量不足から、地域内の需給ミスマッチへ変化している。

待機児童対策は「不足する地域」と「定員割れする地域」が併存する段階に移っている。保育コンシェルジュや送迎バスによる地域内マッチングなど、施設の新設以外の方法も含め、市内の地域別需給を細かく確認する必要がある。

また、短時間保育士や保育補助者の活用も不可欠である。一方、人口減少地域では、20人以上を前提とする施設より、小規模保育や家庭的保育、既存の幼稚園の空きスペース活用が合理的な場合がある。松阪市でも市域が広く、地域ごとの子どもの数、申込状況、定員充足率、送迎負担を分けて把握しなければ、一律の施設整備では過不足が生じる。

4. 女性の就業継続と男女の育児分担

女性の就業率は上昇し、出産後も働き続ける割合は高まっているが、正規雇用だけを見ると、結婚・出産後に就業率が下がる「L字カーブ」が残る。正規職を離れ、非正規で再就職する場合、生涯賃金は大きく減少し、世帯所得と税収の双方に影響する。少子化対策が働きながら子育てすることを前提とするなら、保育の受け皿だけでなく、正規雇用を継続できる職場環境が重要である。

女性の就業率全体だけを見るとM字カーブの改善に見えるが、正規雇用に限るとL字カーブが残るということは、女性が働き続けているかだけでなく、正規雇用を維持できているかという「中身」を確認するという視点を持ちたい。

また、父親の家事・育児時間が長いほど、母親の就業継続や第2子出生の割合が高い傾向が示された。男性の育児休業取得率や育児時間は改善しているが、母親の負担はなお大きい。制度の利用件数だけでなく、取得日数、復職後の働き方、昇進・賃金への影響、夫婦の家事・育児の実際の分担の割合の中身も重要である。

日本の父親は育児時間だけを見れば諸外国と大差がない一方、家事を含む家庭内労働時間が短いとの指摘がある。男性育休の取得率だけでなく、取得日数と復職後の家事・育児参画が第2子以降の出生や妻の就業継続にどう影響したかを見る必要がある。

5. E B P Mによる事業評価

子育て支援は、制度や施設を増やす段階から、地域の実態に応じて効果を検証し、必要な施策へ組み替える段階に入っている。待機児童数、利用率、定員充足率、女性就業率などのK P Iを置き、E B P Mの考え方で評価することが求められる。成果が出ない場合、事業を継続すること自体を目的にせず、対象、手法、財源配分を見直す必要がある。

特に、子育て支援策は「産んだ後」の負担軽減には効果があっても、結婚・出産前の意思決定への効果は別に測らなければならない。事業評価では、利用者満足度や件数だけでなく、若年層の所得、正規雇用継続、婚姻、出生、転出抑制、地域定着といった長期的指標を組み合わせる必要がある。

■所感（午後）

午後の講義では、少子化対策の予算や制度が充実しているにもかかわらず、出生率が回復していない現実から、原因と政策が合っているかを問い直す必要性を学んだ。出産後の支援を弱めるべきということではなく、結婚や出産の前段階にある雇用、所得、住まい、教育費、将来のキャリアに対して、政策資源が十分に届いているかを検証することが重要である。

結婚新生活支援、子育て支援、保育、女性活躍、移住定住、企業誘致などが別々の分野として進められているが、市民の人生では連続している。今後は、若年層の転出理由、雇用形態と所得、保育所等の地域別需給、女性の正規雇用継続、男性の育児休業、支援事業利用後の定住・婚姻・出生の状況を横断的に確認したい。

既存事業を「良いことだから続ける」という評価にとどめず、目的、対象、財源、成果指標、地域差を明確にし、必要に応じて事業の統合、見直し、重点化を提案する。特に、国の交付金を活用した事業は、交付金があるから実施するのではなく、松阪市の課題に合致しているか、事業終了後も効果が残るかを確認する。人口減少対策を単発のイベントや給付で終わらせず、若い世代が松阪市で働き、暮らし、家族を持つ将来を描ける政策へつなげ、市民福祉の増進に反映していきたい。

結婚・出産・子育て支援事業の中には開始から相当年数を経たものもあるため、「そろそろ成果はどうなっているのか」を問う段階にある。単年度の利用件数ではなく、婚姻、出生、定住、所得、就業継続の推移を中長期で確認したい。